

特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 部会規則

平成 18 年 3 月 30 日

ひらかた環境ネットワーク会議規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という）定款第 4 1 条に基づき、部会の組織及び運営に関して必要な事項を定めたものである。

- 2 部会は、ネットワーク会議の定めた活動方針に基づき、会議、ワークショップ、講演会、研修会等の開催、具体的な活動を実施する。

(構成)

第 2 条 部会は、会員の中から希望するものをもって構成する。又必要に応じて理事長が委嘱する者も含める。

- 2 部会に、部会長 1 人を置く。又、副部会長若干名を置くことが出来る。
- 3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定め、速やかに運営委員会に報告する。但し、部会長及び副部会長は正会員又は正会員である団体の代表者の中から選任する。
- 4 部会長及び副部会長の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。

(職能)

第 3 条 部会長は、部会を統括し、部会員と協議して担当部会の事業を計画・実施する

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 部会員は、部会長及び副部会長と協力し、事業の計画・実施の協議をすることに努めなければならない。

(機能)

第 4 条 部会は、ネットワーク会議の定める事業遂行のため、次の各号に掲げる事項を議決・実施し、運営委員会に報告しなければならない。

- (1) 部会の事業の具体的な計画・執行に関する事項
- (2) 部会直轄のプロジェクトチームの設置に関する事項
- (3) その他、ネットワーク会議の事業遂行についての支援

(設置)

第 5 条 部会を設置するときは、設置を希望する正会員 3 人以上が発議し、運営委員会の承認を経て、目的、活動内容を記載した書面(様式第 1 号)を理事会に提出し、理事会の承認を経なければならない。

(廃止)

第6条 部会を廃止するときは、部会員総数の過半数もしくは運営委員の発議により、運営委員会の承認を経て、廃止理由を記載した書面(様式第2号)を理事会に提出し、理事会の承認を経なければならない。

(部会の協調)

第7条 各部会は、常に他の部会と連絡し、情報を交換し、協調して事業の効率的且つ迅速な遂行に努めなければならない。

2 各部会は、常に事務局と連絡し、協調して業務のための情報収集に努めなければならない。

附 則

1 この規則は、ネットワーク会議の成立の日から施行する。

2 平成23年5月13日に改正。